

動物用医薬品

指定医薬品

使用基準

テトラサイクリン系抗生物質経口剤

水産用 OTC 20% 「あすか」



本剤は、オキシテトラサイクリン塩酸塩を成分とする経口投与剤です。

成分・分量	1g中オキシテトラサイクリン塩酸塩200mg（力価）
効能・効果	オキシテトラサイクリン感受性菌に起因する下記疾病魚類の死亡率の低下 ぶり、まだい、まあじ、ティラピアなどのスズキ目魚類：ビブリオ病 ぎんざけ、にじますなどのニシン目魚類：せつそう病、ビブリオ病、連鎖球菌症 （淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。） ぎんざけなどのニシン目魚類（海水中で養殖されているもの）：ビブリオ病 うなぎなどのウナギ目魚類：パラコ口病 ひらめなどのカレイ目魚類：連鎖球菌症 とらふぐなどのフグ目魚類：ビブリオ病
用法・用量	魚体重1kg当たり1日量オキシテトラサイクリンとして次の量を、飼料に添加して投与します。 ぶり、まだい、まあじ、ティラピアなどのスズキ目魚類：50mg（力価） ぎんざけ、にじますなどのニシン目魚類（淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。）：50mg（力価） ぎんざけなどのニシン目魚類（海水中で養殖されているもの）：50mg（力価） うなぎなどのウナギ目魚類：50mg（力価） ひらめなどのカレイ目魚類：50mg（力価） とらふぐなどのフグ目魚類：50mg（力価）
使用上の注意	添付文書等を参照してください。
使用禁止期間	ぶり、まだい、まあじ、ティラピアなどのスズキ目魚類：食用に供するために水揚げする前30日間 ぎんざけ、にじますなどのニシン目魚類：食用に供するために水揚げする前30日間 （淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。） ぎんざけなどのニシン目魚類（海水中で養殖されているもの）：食用に供するために水揚げする前30日間 うなぎなどのウナギ目魚類：食用に供するために水揚げする前30日間 （うなぎにあっては、体重100g以下のもの及び食用に供するために水揚げする前30日間は飼育水の交換率が1日平均40%以上の条件におかれる体重100gを超えるもの） ひらめなどのカレイ目魚類：食用に供するために水揚げする前40日間 とらふぐなどのフグ目魚類：食用に供するために水揚げする前40日間
有効期間	3年（包装に表示の使用期限内に使用してください。）
貯法	気密容器で、室温で保存してください。
包装	1kg×10（アルミ袋）